

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成18年7月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、ドライブレコーダー機器(以下「機器」という)を導入した場合、その費用の一部を助成することにより、交通事故の防止対策に資するとともに、機器の普及を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに機器を導入する貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者)にあっては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る(以下「事業者」という)とする。

(助成対象機器)

第3条 助成対象となる機器は、全日本トラック協会が認めるメーカー・型式とする。(別表 助成対象一覧)

(助成金額)

第4条 助成金額は、購入価格(消費税を除く)の額とする。ただし、1機あたりの上限を簡易型ドライブレコーダー(スマートフォン活用型を含む)は1万円、標準型ドライブレコーダーは2万円、運行管理連携型ドライブレコーダーは4万円とし、1事業者計20機を限度とする。

なお、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

2 当該機器が、「EMS機器導入促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金を交付しない。

(助成金の交付申請)

第5条 事業者は、令和6年度に助成対象機器を導入する場合、様式1「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和6年4月1日から令和7年2月2日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金交付の決定)

第6条 宮ト協は、前条による助成金交付の申請があった場合、速やかにその内容を審査し、助成金交付すべきものと認めた時は、様式2「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。

なお、宮ト協は、通知に際して必要な条件を付すことができる。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第7条 事業者は、機器の導入が完了した時は、令和7年2月28日までに、様式3「ドライブレコーダー機器導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。

【実績報告】

(助成金の交付)

第8条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後に申請内容の変更もしくは取下げる場合、事業者は、様式4「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請[変更・取下]届出書」を提出し、様式5「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請[変更・取下]承認通知書」により承認を得るものとする。

(助成金の返還)

第10条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第11条 事業者は、助成金交付対象となった機器の導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告の義務)

第12条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第13条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和6年4月1日から施行する。

【別 紙】

貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン

ドライブレコーダー機器の分類（第3条関係）

事故防止、安全運行等に資するドライブレコーダーの普及を図るため、一般的に使用されているドライブレコーダーを貨物運送事業者の使用目的に応じて、以下の(1)～(4)に分類する。（別表 助成対象一覧）

(1) 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し、運転指導等を行うことができるタイプ。

(2) 標準型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し、運転指導等を行うことができるタイプ。

(3) 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ。

(4) スマートフォン活用型

スマートフォン(高機能携帯電話)及びアプリケーションの利用により事務所等に転送した急ブレーキ時等の映像位置情報を活用し、交通安全教育等を行うことができるタイプ。